

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月12日
【発行者名】	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 義和
【本店の所在の場所】	東京都墨田区江東橋二丁目13番7号
【事務連絡者氏名】	島田 裕史
【電話番号】	03-5638-1450
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバルE S G株式インデックスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込額 500億円を上限とします。 継続申込額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したこと等に伴い、2021年6月4日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の内容に訂正すべき事項が生じたので、本訂正届出書を提出するものです。

## 2. 【訂正の内容】

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1【ファンドの性格】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「1 ファンドの性格」「ファンドの特色」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新・訂正後>

## ファンドの特色

### 特色 2 「インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）」に連動する投資成果をめざします。

- インベスコ・グループが開発した「インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）」をベンチマークとします。

※ファンドは、ベンチマークと連動する投資成果を目指して運用を行います。基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。

### 「インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）」について

インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）とは、先進国（除く日本、韓国）の金融商品取引所等に上場する普通株式等の中から、ESGの観点からふさわしくない企業を除外した後、気候変動・ダイバーシティ・ガバナンスの全3項目について評価が高い銘柄と、環境課題解決ビジネスからの売上高が10%以上ある銘柄を選定し、算出される株価指数です。

インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）は、インベスコ・グループが、アクティブ運用機関としてのノウハウと、世界トップクラスのESGリサーチ、独自指数開発機関としての経験を活用し、開発したものです。インベスコ・インデクシング・LLCが算出・公表しています。

### ■ インベスコ・グループについて

<b>1935</b> インベスコの起源	<b>Pure &amp; Independent</b> 運用に特化した世界有数の独立系運用会社	
<b>8000</b> 全世界に8,000名超の従業員を擁す	<b>170兆円超*</b> 運用資産 1.5兆米ドル超	<b>800</b> 全世界に800名超の運用プロフェッショナルを配置
<b>NYSE</b> ニューヨーク証券取引所に上場	<b>S&amp;P500</b> 普通株式（IVZ）はS&P500の指数構成銘柄に採用	
<b>120</b> 世界120カ国超にわたる幅広い顧客層と伝統的・オルタナティブを網羅した豊富な商品ラインアップを有する	<b>ESG (A+)</b> PRIの評価においてStrategy & Governance部門でA+を2017、2018、2019、2020年と4年連続で獲得	



<インベスコ グローバル本社>

インベスコは、米国アトランタにグループ本社を構え、世界25ヶ国以上に拠点を置き、ニューヨーク証券取引所に上場しています。

インベスコは、グローバル市場で培った特色ある運用力を強みとするブランドを傘下に収め、世界の機関投資家などの顧客の資産運用ニーズに対し、グループの総合力を結集して包括的な解決策を提供しています。

出所：インベスコ、2021年9月末時点。2021年9月末時点の運用資産残高は1兆5,286億米ドル。

\*為替レートは111.575円/米ドルで換算、WMロイターのレートに基づく。

## ベンチマークの指数構築プロセスのイメージ

## ステップ① 投資ユニバース（約2,000銘柄）

先進国（除く日本、韓国）上場銘柄のうち、時価総額と流動性に富む大・中型株を対象とします。

ステップ② ESG<sup>\*1</sup>スクリーニング

国連グローバル・コンパクト不適格銘柄、特定事業関連銘柄、不祥事銘柄等を除外します。

## ステップ③ ESG銘柄選定

## ① ESG課題配慮型銘柄

気候変動やダイバーシティといった代表的なESG課題に絞り込んだESG評価の以下全項目を満たす銘柄を選定します。

- E（環境）** : CDP<sup>\*2</sup>の気候変動評価がAまたはB  
**S（社会）** : サステナリティックス<sup>\*3</sup>のダイバーシティスコアが上位75%であること  
**G（ガバナンス）** : サステナリティックスのガバナンススコアが上位75%であること

## ② 環境課題解決型銘柄

環境課題解決に資する事業からの売上が10%以上を占める銘柄を選定します。

## &lt;環境課題事業例&gt;

- 再生可能エネルギー
- 電気自動車の製造
- 省エネ製品の製造



## ステップ④ ポートフォリオ調整

- ① ESG課題配慮型銘柄と② 環境課題解決型銘柄の比率が時価総額ベースで8:2となるよう調整します。
- 適切な分散効果を確保するため、個別銘柄の最大ウェイトを5%（②環境課題解決型銘柄については最大ウェイト3%）とするほか、国や業種の比率を投資ユニバース対比で±5%以内とします。

インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス  
（円換算ベース）（約350～400銘柄）

毎年6月に年次のリバランスを行い、毎年3月・9月・12月には銘柄除外基準のみ適用します。

## ■ キーワード

## \*1 ESG

ESGとは、Environment（E 環境）、Social（S 社会）、Governance（G ガバナンス）の頭文字からなるこれら3つの要素の総称です。ESG投資とは、企業の「環境」「社会」「ガバナンス」への取り組みを、投資判断の際に考慮するものです。

## \*3 サステナリティックス

オランダに本社を置く米モーニングスター傘下の大手ESG調査会社であり世界的リーダー。モーニングスターなどが株価指数作成に評価を活用。

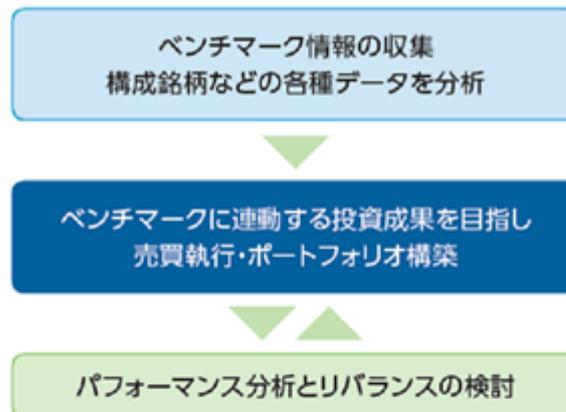
## \*2 CDP

投資家や企業など向けにグローバルな環境情報開示システムを運営する英国NGO。A～Fランキング形式の評価体系を採用。

\*ベンチマークの指数構築プロセスのイメージは2022年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 主要投資対象ファンドの運用プロセスのイメージ

主要投資対象ファンドの運用は、ベンチマークに連動する投資成果を目指し、以下のプロセスで行います。



資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うのに適さないものとなった時は、上記の運用ができない場合があります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入った時などが含まれます。

\*主要投資対象ファンドの純資産総額が少額の場合、ESG関連銘柄に投資するETF（上場投資信託証券）に投資することがあります。

ETFとは、S&P500種指数などといった特定の指数の動きに連動する運用成果をめざし、ニューヨーク証券取引所などの金融商品取引所に上場している投資信託です。

\*主要投資対象ファンドの運用プロセス等は、2022年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## ( 2 ) 【ファンドの沿革】

&lt; 訂正前 &gt;

2021年7月13日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始(予定)

&lt; 訂正後 &gt;

2021年7月13日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

## ( 3 ) 【ファンドの仕組み】

&lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

委託会社の概況 ( 2021年3月31日現在 )

( 中略 )

八．大株主の状況

ちばぎんジェーシービー カード株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2
------------------------	---------------------

( 後略 )

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

委託会社の概況 ( 2022年1月31日現在 )

( 中略 )

八．大株主の状況

ちばぎんジェーシービー カード株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
------------------------	--------------------

( 後略 )

## 2【投資方針】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## (2)【投資対象】

<訂正前>

（前略）

（参考）投資対象ファンドの概要

以下の内容は、2021年6月4日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

（中略）

## 1. インベスコ グローバルESGインサイト・インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）

運用会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
運用の基本方針	インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	「インベスコ グローバルESGインサイト・インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界の金融商品取引所に上場されている株式のうち、主としてインベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックスに採用されている株式に投資します。ただし、純資産総額が少額の場合、ESG関連銘柄に投資する上場投資信託証券に投資することがあります。</p> <p>インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等の利用および上場投資信託証券等への投資を行うことがあります。この場合、株式および外貨建資産への投資比率が投資信託財産の純資産総額の100%を超えることがあります。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>運用にあたっては、インベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに実質的運用の指図に関する権限を委託します。ただし、委託者自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。</p>

主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式（インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックスを構成する銘柄を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引の利用はヘッジ目的（対象インデックスとの連動を維持することを目的とした利用を含む）に限定します。</p>
ベンチマーク	インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）
決算日	年1回（原則として4月20日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日） ただし、第1計算期間は2021年7月14日から2022年4月20日までとします。
収益の分配	<p>年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	純資産総額に対し、年0.4235%（税抜 年0.385%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2021年7月14日（予定）
信託期間	無制限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（後略）

&lt; 訂正後 &gt;

（前略）

（参考）投資対象ファンドの概要

以下の内容は、2022年1月31日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

（中略）

## 1. インベスコ グローバルESGインサイト・インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）

運用会社	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
運用の基本方針	インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	「インベスコ グローバルESGインサイト・インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界の金融商品取引所に上場されている株式のうち、主としてインベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックスに採用されている株式に投資します。ただし、純資産総額が少額の場合、ESG関連銘柄に投資する上場投資信託証券に投資することがあります。</p> <p>インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等の利用および上場投資信託証券等への投資を行うことがあります。この場合、株式および外貨建資産への投資比率が投資信託財産の純資産総額の100%を超えることがあります。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>運用にあたっては、インベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに実質的運用の指図に関する権限を委託します。ただし、委託者自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。</p>

主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式（インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックスを構成する銘柄を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引の利用はヘッジ目的（対象インデックスとの連動を維持することを目的とした利用を含む）に限定します。</p>
ベンチマーク	インベスコ・グローバルESGインサイト（除く日本、韓国）インデックス（円換算ベース）
決算日	年1回（原則として4月20日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日） ただし、第1計算期間は2021年7月14日から2022年4月20日までとします。
収益の分配	<p>年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	純資産総額に対し、年0.4235%（税抜 年0.385%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2021年7月14日
信託期間	無制限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（後略）

### 3【投資リスク】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「3 投資リスク」につきまして  
は、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### （1）ファンドのリスク

<訂正前>

（前略）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<訂正後>

（前略）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

#### （2）リスクの管理体制

<訂正前>

（前略）

コンプライアンス部が、運用パフォーマンス及び運用に係るリスクのモニタリングを行い、モニタリング結果を投資信託委員会に報告します。

コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性を評価・検証し、結果を社長に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の点検を行います。

上記は、2021年3月末現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

<訂正後>

（前略）

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

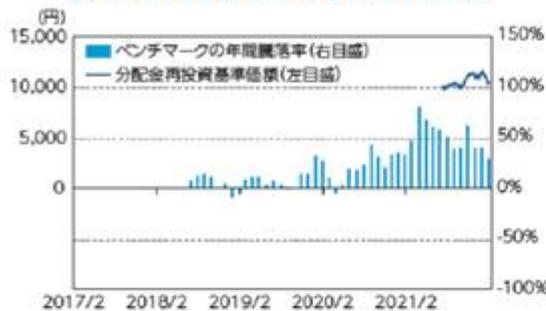
\_\_コンプライアンス部が、運用パフォーマンス及び運用に係るリスクのモニタリングを行い、モニタリング結果を投資信託委員会に報告します。

\_\_コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性を評価・検証し、結果を社長に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の点検を行います。

上記は、2022年1月末現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

&lt;更新・訂正後&gt;

## &lt;参考情報&gt;

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移

- ※ 当ファンドの年間騰落率は、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。
- ※ 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ 当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

- ※ 当ファンドについては2018年6月～2022年1月の3年8ヶ月間、他の代表的な資産クラスについては2017年2月～2022年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※ 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ 当ファンドの年間騰落率は、ベンチマークのデータを用いて算出していますので、当ファンドの年間騰落率の実績ではありません。なお、当ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

## 各資産クラスの指数

日本株：Morningstar 日本株式指数

先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本）

新興国株：Morningstar 新興国株式指数

日本国債：Morningstar 日本国債指数

先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本）

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数

(注) 海外の指数は、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、すべて利子・配当込みのグロス・リターンの指数です。

## 各指数の概要

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、新興国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

## &lt;重要事項&gt;

当ファンドは、Morningstar, Inc.、またはイボットソン・アンシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下Morningstarインデックス）と（以下Morningstarインデックス）の能力について、当ファンドの受益者または公衆に対し、明示または黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、ちばぎんアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」といいます）とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマークおよびサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社または当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成または算定を行うにあたり、委託会社または当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティングまたは売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、誤差、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者もしくはユーザー、またはその他の人もしくは法人が、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータについて明示または黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的または使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも影響することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、連带的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

#### 4【手数料等及び税金】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「4 手数料等及び税金」につきまして、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### （5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

（中略）

上記は、2021年3月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

（後略）

<訂正後>

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

（中略）

上記は、2022年1月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

（後略）

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

以下は、2022年1月31日現在の状況について記載してあります。

## 【グローバルESG株式インデックスファンド】

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	12,728,011,683	99.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		94,181,851	0.73
合計(純資産総額)		12,822,193,534	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	インベスコ グローバルESGイ ンサイト・インデックス・ファ ンド(適格機関投資家限定)	12,113,830,490	1.0243	12,408,265,638	1.0507	12,728,001,695	99.27
2	日本	投資信託 受益証券	FOFs用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	10,138	0.9863	10,000	0.9853	9,988	0.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.27
合計	99.27

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2021年 7月末日	5,422,503,462		0.9992	
8月末日	7,007,182,631		1.0300	
9月末日	9,406,074,911		1.0038	
10月末日	10,771,270,552		1.1025	
11月末日	11,022,399,395		1.1071	
12月末日	13,043,737,169		1.1415	
2022年 1月末日	12,822,193,534		1.0463	

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間末	2021年 7月13日～2022年 1月12日	12.0

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1中間計算期間末	2021年 7月13日～2022年 1月12日	13,351,203,842	1,496,465,591	11,854,738,251

(注) 第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考情報）交付目論見書に記載するファンドの運用実績

### ◆ 基準価額・純資産の推移

設定日：2021年7月13日

作成基準日：2022年1月31日



基準価額	10,463円
純資産総額	128.22億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

### ◆ 分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額：-円

決算期	2022年4月	2023年4月	2024年4月	2025年4月	2026年4月	2027年4月
分配金	-	-	-	-	-	-

※初回決算日が2022年4月20日であるため、基準日現在分配実績はありません。

※運用状況等によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### ◆ 主要な資産状況

投資信託証券	投資比率
インベスコ グローバルESGインサイト・インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	99.3%
FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	0.0%
その他	0.7%

### ◆ 年間収益率の推移（暦年ベース）



※2021年は当初設定日から年末までの収益率です。

※2022年は作成基準日までの収益率です。

※2013年から2020年はファンドのベンチマークである「インベスコ・グローバルESGインサイト(除く日本、韓国)インデックス(円換算ベース)」の年間収益率です。同インデックスの算出は2017年は6月30日からのため、2017年は6月30日から年末までの収益率です。

※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2021年7月13日から2022年1月12日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【中間財務諸表】

## 【グローバルESG株式インデックスファンド】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間末 2022年 1月12日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	211,317,684
投資信託受益証券	13,201,524,169
未収入金	1,310,000
流動資産合計	13,414,151,853
<b>資産合計</b>	<b>13,414,151,853</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	101,804,114
未払受託者報酬	1,768,090
未払委託者報酬	37,887,570
未払利息	567
その他未払費用	252,520
流動負債合計	141,712,861
<b>負債合計</b>	<b>141,712,861</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	11,854,738,251
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	1,417,700,741
元本等合計	13,272,438,992
<b>純資産合計</b>	<b>13,272,438,992</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>13,414,151,853</b>

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第1期中間計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 1月12日
営業収益	
有価証券売買等損益	1,208,224,169
営業収益合計	1,208,224,169
営業費用	
支払利息	76,439
受託者報酬	1,768,090
委託者報酬	37,887,570
その他費用	252,520
営業費用合計	39,984,619
営業利益又は営業損失（ ）	1,168,239,550
経常利益又は経常損失（ ）	1,168,239,550
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,168,239,550
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	135,836,297
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	401,727,628
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	401,727,628
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,430,140
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,430,140
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,417,700,741

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	第1期中間計算期間（自 2021年 7月13日 至 2022年 1月12日） 当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月21日から翌年4月20日までとなっておりますが、第1期計算期間は設定日（2021年 7月13日）から2022年 4月20日までとなっております。第1期中間計算期間は設定日（2021年 7月13日）から2022年 1月12日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間末 2022年 1月12日現在
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	11,854,738,251口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.1196円 (10,000口当たり純資産額) (11,196円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2022年 1月12日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	第1期中間計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 1月12日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,779,897,520円
期中追加設定元本額	9,571,306,322円
期中一部解約元本額	1,496,465,591円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【グローバルESG株式インデックスファンド】

## 【純資産額計算書】

(2022年1月31日現在)

資産総額	12,900,524,865円
負債総額	78,331,331円
純資産総額( - )	12,822,193,534円
発行済口数	12,254,889,369口
1口当たり純資産額( / )	1.0463円
(1万口当たり純資産額)	(10,463円)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「1 委託会社等の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資本金の額（2021年3月31日現在）

（中略）

(2)委託会社の機構

（中略）

委託会社の機構は2021年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1)資本金の額（2022年1月31日現在）

（中略）

(2)委託会社の機構

（中略）

委託会社の機構は2022年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

2021年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行なっている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	<u>22</u>	<u>90,445</u>
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	<u>22</u>	<u>90,445</u>

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

2022年1月31日現在、委託会社が運用の指図を行なっている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	<u>26</u>	<u>101,942</u>
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	<u>26</u>	<u>101,942</u>

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

#### <更新・訂正後>

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(3) 財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 ( 2020年3月31日現在 )		当事業年度 ( 2021年3月31日現在 )	
<b>資産の部</b>				
流動資産				
現金及び預金	2	382,498	2	372,112
前払費用		489		3,137
未収収益	2	2,860	2	1,399
未収委託者報酬		133,572		115,042
未収還付法人税等				5,882
流動資産計		519,420		497,574
固定資産				
有形固定資産	1	16,343	1	22,500
建物		2,314		2,604
器具備品		14,029		19,896
無形固定資産		3,809		2,766
ソフトウェア		2,662		1,619
電話加入権		1,146		1,146
投資その他の資産		30,304		27,774
長期前払費用		1,857		2,474
長期差入保証金	2	20,415	2	19,497
繰延税金資産		8,031		5,802
固定資産計		50,457		53,042
資産合計		569,878		550,616
<b>負債の部</b>				
流動負債				
未払費用	2	12,689	2	14,477
未払代行手数料	2	49,986	2	32,862
未払投資助言手数料		2,376		1,875
未払法人税等		8,180		1,721
賞与引当金		14,947		14,752
その他の流動負債		10,836		8,049
流動負債計		99,016		73,738
固定負債				
役員退職慰労引当金		8,230		3,910
固定負債合計		8,230		3,910
負債合計		107,246		77,648
<b>純資産の部</b>				
株主資本				
資本金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		21,097		21,097
その他利益剰余金		241,534		251,870
繰越利益剰余金		241,534		251,870
利益剰余金合計		262,632		272,968
株主資本合計		462,632		472,968
評価・換算差額等				
評価・換算差額等合計				
純資産合計		462,632		472,968
負債・純資産合計		569,878		550,616

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
営業収益				
運用受託報酬		98,505		64,575
委託者報酬		620,671		575,035
投資助言報酬		87,131		85,904
営業収益計	1	806,308	1	725,515
営業費用				
広告宣伝費		709		3,726
調査費		88,229		96,647
調査費		88,229		96,647
代行手数料	1	226,286	1	189,302
投資助言手数料		34,582		23,863
営業雑経費		55,508		51,756
通信費		785		1,062
印刷費	1	53,054	1	49,139
協会費		1,609		1,493
諸会費		60		60
営業費用計		405,315		365,296
一般管理費				
給料		251,185		252,871
役員報酬		35,512		29,437
給料・手当		174,380		180,571
賞与		26,345		28,110
賞与引当金繰入		14,947		14,752
福利厚生費		4,333		4,325
交際費		920		293
旅費交通費		2,324		318
租税公課		4,700		4,363
不動産賃借料	1	25,392	1	24,524
役員退職金				350
役員退職慰労引当金繰入		2,300		2,330
固定資産減価償却費		10,230		13,577
諸経費		42,162		41,648
一般管理費計		343,549		344,602
営業利益		57,444		15,616
営業外収益				
受取利息	1	1	1	1
その他		0		16
営業外収益計		2		18
営業外費用				
為替差損		1		74
営業外費用計		1		74
経常利益		57,444		15,560
税引前当期純利益		57,444		15,560
法人税、住民税及び事業税		18,628		2,995
法人税等調整額		622		2,229
法人税等合計		18,005		5,225
当期純利益		39,438		10,335

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金			評価・ 換算差 額等合 計	
			その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	21,097	202,096	223,194	423,194		423,194
当期変動額							
当期純利益			39,438	39,438	39,438		39,438
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			39,438	39,438	39,438		39,438
当期末残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632		462,632

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金			評価・ 換算差 額等合 計	
			その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632		462,632
当期変動額							
当期純利益			10,335	10,335	10,335		10,335
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			10,335	10,335	10,335		10,335
当期末残高	200,000	21,097	251,870	272,968	472,968		472,968

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4～12年

器具備品 3～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

従来、当社は建物の減価償却方法については定率法を採用していましたが、親会社である株式会社千葉銀行との会計方針の統一を目的として、当事業年度より定額法へ変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微です。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 重要な引当金の計上方法

## (1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

## (2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
建物	3,014千円	3,344千円
器具備品	37,202千円	49,266千円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
現金及び預金	232,098千円	147,438千円
未収収益	2,860千円	1,399千円
長期差入保証金	20,415千円	19,497千円
未払費用	1,489千円	1,804千円
未払代行手数料	30,793千円	24,028千円

## （損益計算書関係）

## 1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益	110,754千円	77,595千円
代行手数料	154,604千円	159,170千円
不動産賃借料	25,392千円	24,524千円
印刷費	2,790千円	4,682千円
受取利息	1千円	1千円

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000			4,000
合 計	4,000			4,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000			4,000
合 計	4,000			4,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

## （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理体制は、資産査定規定に従い定期的に財務状況等を把握し、取締役会に報告しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	382,498	382,498	
(2)未収委託者報酬	133,572	133,572	
資産計	516,071	516,071	

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	372,112	372,112	
(2)未収委託者報酬	115,042	115,042	
資産計	487,154	487,154	

## （注）1. 金融商品の時価の算定方法

## (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	382,498			
未収委託者報酬	133,572			
合 計	516,071			

当事業年度(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	372,112			
未収委託者報酬	115,042			
合 計	487,154			

## （有価証券関係）

## 1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
合 計			

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
合 計			

## 2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

## 3. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに該当ありません。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年3月31日現在）	当事業年度 （2021年3月31日現在）
繰延税金資産		
貸倒償却	5,665	5,665
役員退職慰労引当金	2,518	1,196
賞与引当金	4,573	4,514
その他	939	91
繰延税金資産 小計	13,697	11,467
評価性引当額	5,665	5,665
繰延税金資産 合計	8,031	5,802
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計		
繰延税金資産 純額	8,031	5,802

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度 （2020年3月31日）	当事業年度 （2021年3月31日）
法定実効税率 （調整）	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	0.6%
住民税均等割	0.5%	1.9%
その他	0.2%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%	33.6%

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	110,754
ちばぎん証券株式会社	58,800

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	77,595
ちばぎん証券株式会社	58,800

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに、該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに、該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに、該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

( ア ) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱千葉銀行	千葉県千葉市中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 15%	預金取引  投資一任契約 投資助言契約 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 役員の兼任 投資信託の募集の取扱いにかかる資料	預金の預入  運用受託報酬の受領 投資助言報酬の受領 投資信託に係る事務代行手数料の支払  賃借料の支払  交付目論見書・販売用資料の印刷費用	134,077 87,954 22,800 154,604 25,392 2,790	現金及び預金 未収収益  未払代行手数料  長期差入保証金 未払費用	232,098 2,860 30,793 20,415 1,489

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱千葉銀行	千葉県千葉市中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 15%	預金取引  投資一任契約 投資助言契約 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 役員の兼任 投資信託の募集の取扱いにかかる資料	預金の預入  運用受託報酬の受領 投資助言報酬の受領 投資信託に係る事務代行手数料の支払  賃借料の支払  交付目論見書・販売用資料の印刷費用	84,659 54,795 22,800 128,062 24,524 4,682	現金及び預金 未収収益  未払代行手数料  長期差入保証金 未払費用	147,438 1,399 19,128 19,497 1,804

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券㈱	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業		投資助言契約	投資助言報酬の受領	58,800		

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券㈱	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業		投資助言契約	投資助言報酬の受領	58,800		

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

㈱千葉銀行（東京証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	115,658円12銭	118,242円06銭
1株当たり当期純利益金額	9,859円60銭	2,583円94銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (千円)	39,438	10,335
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000	4,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (2021年9月30日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		421,632
前払費用		1,228
未収収益		0
未収委託者報酬		126,447
流動資産計		549,309
固定資産		
有形固定資産	1	18,080
建物		2,439
器具備品		15,640
無形固定資産		2,370
ソフトウェア		1,223
電話加入権		1,146
投資その他の資産		28,823
長期前払費用		2,658
長期差入保証金		19,497
繰延税金資産		6,666
固定資産計		49,274
資産合計		598,583
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払費用		24,493
未払代行手数料		35,631
未払投資助言手数料		1,687
未払法人税等		5,595
前受収益		22,675
賞与引当金		15,394
その他の流動負債		10,325
流動負債計		115,802
固定負債		
役員退職慰労引当金		3,710
固定負債合計		3,710
負債合計		119,512
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		21,097
その他利益剰余金		257,973
繰越利益剰余金		257,973
利益剰余金合計		279,071
株主資本合計		479,071
評価・換算差額等		
評価・換算差額等合計		
純資産合計		479,071
負債・純資産合計		598,583

## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2021年4月 1日	
至 2021年9月30日)	
営業収益	
運用受託報酬	28,887
委託者報酬	310,069
投資助言報酬	42,907
営業収益計	381,863
営業費用	
調査費	57,909
調査費	57,909
代行手数料	91,235
投資助言手数料	9,592
営業雑経費	33,922
通信費	524
印刷費	32,452
協会費	885
諸会費	60
営業費用計	192,660
一般管理費	1 180,430
営業利益	8,772
営業外収益	
受取利息	0
その他	38
営業外収益計	39
営業外費用	
為替差損	13
営業外費用計	13
経常利益	8,798
税引前中間純利益	8,798
法人税、住民税及び事業税	3,559
法人税等調整額	864
法人税等合計	2,695
中間純利益	6,102

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	
			その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	21,097	251,870	272,968	472,968		472,968
当中間期変動額							
中間純利益			6,102	6,102	6,102		6,102
株主資本以外の項 目の当中間期変動 額（純額）							
当中間期変動額合計			6,102	6,102	6,102		6,102
当中間期末残高	200,000	21,097	257,973	279,071	479,071		479,071

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4～12年

器具備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 重要な引当金の計上方法

##### (1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に対応する見積額を計上しております。

##### (2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたり契約財産を運用することにより履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された契約財産の額に投資顧問料率を乗じた金額を収益として認識しております。

##### (2) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額を収益として認識しております。

### （3）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、投資顧問契約に定められた報酬の額について役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

## 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### （会計方針の変更）

#### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

#### （時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

## ( 中間貸借対照表関係 )

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間末 ( 2021年9月30日現在 )
建物	3,509千円
器具備品	54,503千円

## ( 中間損益計算書関係 )

## 1 減価償却実施額

	当中間会計期間 ( 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日 )
有形固定資産	5,401千円
無形固定資産	396千円

## ( 中間株主資本等変動計算書関係 )

当中間会計期間 ( 自 2021年4月1日 至 2021年9月30日 )

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

( 単位 : 株 )

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000			4,000
合 計	4,000			4,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 金融商品の時価等に関する事項

開示すべき重要な項目はありません。なお、現金及び預金、未収委託者報酬は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

## （収益認識関係）

## 1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
運用受託報酬	28,887千円
委託者報酬	310,069千円
投資助言報酬	42,907千円
合計	381,863千円

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	33,460
ちばぎん証券株式会社	29,400

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	119,767円79銭
1株当たり中間純利益金額	1,525円73銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注)2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益 (千円)	6,102
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 5【その他】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「5 その他」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

## (2)訴訟事件その他の重要事項

2021年3月31日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

<訂正後>

（前略）

## (2)訴訟事件その他の重要事項

2022年1月31日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第2 その他の関係法人の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

## (1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 : 324,037百万円（2020年9月末日現在）

（中略）

## (2)販売会社

名称	資本金の額 ( <u>2020年9月末日</u> 現在)	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

&lt; 訂正後 &gt;

## (1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社  
 資本金の額 : 324,037百万円 (2021年9月末日現在)  
 (中略)

## (2)販売会社

名称	資本金の額 (2021年9月末日現在)	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

## 3【資本関係】

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

## (2)販売会社

株式会社千葉銀行は委託会社の株式の40% (1,600株) を所有しています。  
 (中略)

## (参考)再信託受託会社

名称 : 株式会社日本カストディ銀行  
 資本金の額 : 51,000百万円 (2020年9月末日現在)  
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。  
 (後略)

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

## (2)販売会社

株式会社千葉銀行は委託会社の株式の40% (1,600株)、株式会社武蔵野銀行は委託会社の株式の20% (800株) を所有しています。  
 (中略)

## (参考)再信託受託会社

名称 : 株式会社日本カストディ銀行名称  
 資本金の額 : 51,000百万円 (2021年9月末日現在)  
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。  
 (後略)

# 独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

印

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年12月10日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

2022年3月11日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルESG株式インデックスファンドの2021年7月13日から2022年1月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバルESG株式インデックスファンドの2022年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年7月13日から2022年1月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。